

地震災害対策編

第1編 地震災害予防計画

第1章 防災思想・知識普及計画

【総務課 危機管理課 学校教育課 福祉課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町、県及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町、県及び関係機関は、各所属職員をはじめ、県民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 職員に対する教育

職員として的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般知識
- (2) 松前町地域防災計画（地震災害対策編）と町の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題とその他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課長等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発

第1 学校・幼稚園

教育委員会は、校長及び幼稚園長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解したうえ、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震発生時の対策（指定避難所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動

や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

(4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

(5) 主な内容

- ア 危機管理マニュアルの作成
- イ 教職員の共通理解の促進
- ウ 保護者、地域、関係機関との連携
- エ 防災上必要な設備等の整備及び点検
- オ 災害時の連絡体制の確立と周知
- カ 適切な応急手当のための準備
- キ 緊急避難所の確認
- ク 登校・下校対策

第2 児童福祉施設

町は、保育所等児童福祉施設における地震災害に備え、災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び災害時の具体的な行動手順等を定めたマニュアル作成を指導し、基礎知識や対応について関係者との共通認識の下、周知徹底を図る。

第3節 住民に対する防災知識の普及

災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や指定避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ク 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の

準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、家庭における防災対策に関する知識
ケ 応急手当等看護に関する知識
コ 避難生活に関する知識
サ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
シ コミュニティ活動及び自主防災組織の強化に関する知識
ス 早期自主避難の重要性に関する知識
セ 防災士の活用に関する知識
ソ 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識(地震被害想定調査等)
タ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
チ **規模の大きな地震が連続発生する可能性**
ツ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア テレビ等及び新聞の活用
- イ 防災行政無線等放送施設の利用
- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- エ 映画、ビデオテープ等の利用
- オ 広報車の利用
- カ 講演会、講習会の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット(ホームページ)の活用
- ケ 各種ハザードマップ等の利用

第2 生涯学習を通じた啓発

町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する知識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財や町並みを地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、地震防災知識の普及を図る。

第3 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープ等の貸出し等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

第5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの1週間)」において、積極的かつ継続的にその趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第4節 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は

業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第5節 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

町及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第6節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

※資料 防災・危機管理セルフチェック項目

第2章 住民の防災対策

【総務課 危機管理課 まちづくり課 保険課 健康課 福祉課】

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の基に、平常時及び災害時において、**おおむね**次のような防災対策を実践する。

第1 平常時の実施事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の危険個所や**指定緊急**避難場所、**指定**避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (5) 災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (6) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (7) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (8) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (9) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や**指定**避難所での飼養について準備をしておく。
- (10) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (11) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (12) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (13) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (14) 消火器、**感電ブレーカー**その他の必要な資機材を備える。
- (15) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- (16) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

第2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所が円滑に運営するよう努める。

第2節 町の活動

第1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に積極的に協力する。

第2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第3章 自主防災組織の活動

【総務課危機管理課 伊予消防等事務組合】

住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、これを家庭、地域、職域等で実践することが、地震による被害を軽減するために重要であり、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動できるよう防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成強化を図り、住民による自発的な防災活動を促進する。

第1節 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、要配慮者への支援や女性の参加促進にも配慮しながら、自主防災組織の育成強化を図る。特に、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

第1　自主防災に関する意識の啓発

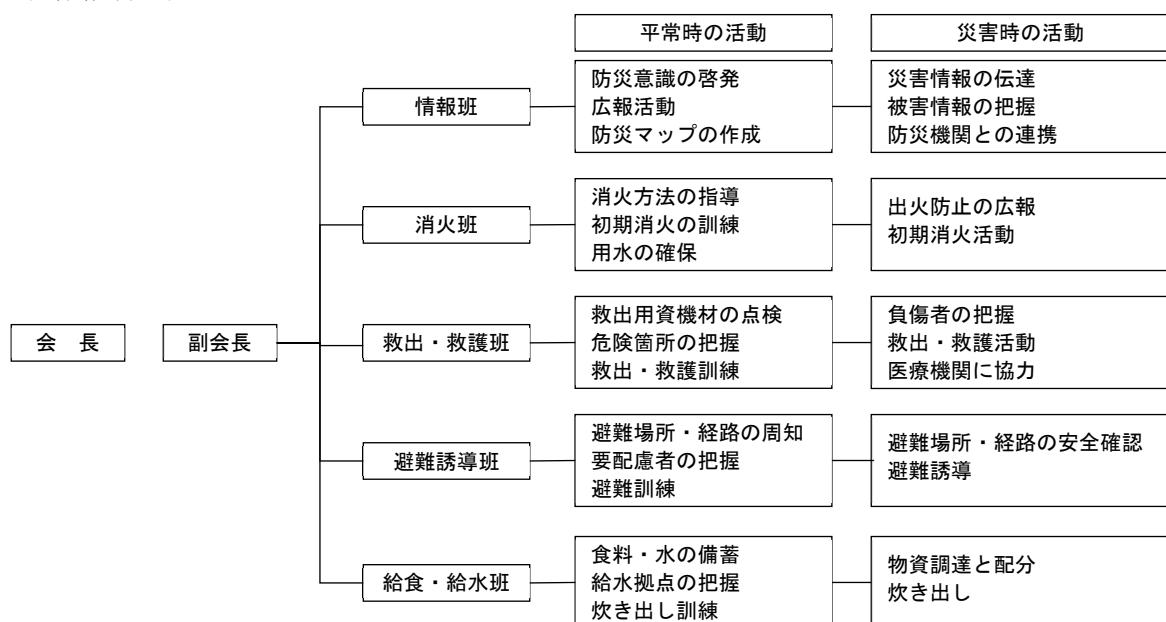
住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催する。

また、伊予消防等事務組合松前消防署は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を図る。

第2　組織の育成

- (1) 自主防災組織の強化・充実を図るため、次のような方法により組織の強化を行う。
- ア 町等が主催する自主防災組織のリーダー（防災士等）を対象としたフォローアップ研修等への参加や、各地域での自主防災活動の啓発をするとともに、防災士の資格取得を促進し、自主防災組織を牽引する人材を育成する。
- イ 地域の実情にあった防災訓練や研修会等を実施し、地域防災力の強化に努める。
- ウ 町総合防災訓練等へ積極的に参加し、災害時の情報伝達、避難行動、安否確認等の災害時における関係機関との連携を確認する。
- (2) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

＜組織編制の例＞



第3　自主防災組織に対する防災資機材の貸与

町は、「松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱」に基づき結成された自主防災組織に対し、育成促進及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として、町の予算の範囲内で防災資機材を貸与する。

・松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱　資料19-1

第2節　自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、地震災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

第1　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

第2　「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図る。

第3　自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書の作成に努める。

第4　自主防災組織の台帳等の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成に当たっては、個人報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個表）
- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳

第5　「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため、毎年3月1日を「防災点検の日」とした。

第6　防災訓練の実施

町総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、教育・福祉施設等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練

- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

第7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

第8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

第9 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、町から対象者の情報を入手し、援護体制の確立を図る。

第10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

第3節 町の活動

第1 自主防災組織づくりの推進

町は、自主防災組織づくりを推進する。県は、町に積極的に協力する。

第2 自主防災に関する意識の高揚

町及び県は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。また、消防学校は、人づくりの拠点として、地域防災リーダーの育成を行うほか、町消防機関とともに、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

第3 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

町及び県は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

第4節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のO Bや防災士等に自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5節 事業所等の自主防災活動

事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの事業所等の実

情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品等災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保

第6節 地域における自主防災活動の推進

第1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成する。これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは本計画に当該地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、当該町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4章 事業者の防災対策

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

災害による被害を軽減するためには、企業や福祉施設等の事業者が、災害時に果たす役割（従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は事業所等が行う防災対策への支援に努める。

第1節 事業所等の果たすべき役割

事業者等は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

第1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 地震発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用に努める。
- (5) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (6) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (7) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (8) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (9) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (10) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (11) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (12) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

第2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

第3 町の活動

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努めるとともに、事業継続計画の策定支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

また、町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害

状況その他の災害及び防災に関する情報を収集し、事業者に提供する。県は町の活動に対し、積極的に協力する。

第5章 業務継続計画の策定 【関係各課】

大規模な地震災害の発生時においては直ちに参集できる職員は制限されるとともに、停電や断水等によって業務執行環境は著しく制約され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずる。しかし、町は、基礎的自治体として災害時においても中断することのできない業務をできる限り継続し、様々な分野で住民の生活を支える必要がある。

このようなことから、町は、施設の復旧や指定避難所運営等の応急・復旧業務のみならず、住民の生活を支えるサービス・業務を早期に復旧するため、事業継続計画を策定する。

第1節 業務継続計画の策定

町は、国が示すガイドラインに基づき、災害時においても必要な業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、被災等の非常時に継続すべき業務を特定し、これら非常時優先業務が速やかに実施できるよう、短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

第2節 基本方針

町は、大規模な地震災害が発生した場合においても各部の必要最低限の住民サービスを維持するため、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

被災時の非常時優先業務は、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、町においては業務継続計画を災害対策の一部として位置づける。

第3節 計画策定の考え方

町は、以下の要素をあらかじめ定め、計画策定を行う。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第6章 ボランティアによる防災活動 【福祉課(松前町社会福祉協議会)】

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア、コーディネーター等の養成や地域のNPO・ボラティア等及び中間支援組織(NPO・ボランティア等、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)相互間の連絡体制等ネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、町社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の育成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの育成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備

町は、災害に備えて指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても、配慮する。

第3節 ボランティアの果たすべき役割

自主的な意思のもとに活動することがボランティアの活動の本質であるが、災害発生から復興に到る間、ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃その他の災害復旧支援活動
- (5) 炊き出し、指定避難所運営の支援
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 初期消火活動及びその支援
- (8) 保健医療活動・救援活動及びその支援
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第7章 地震防災訓練計画 【危機管理課 伊予消防等事務組合】

大規模地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める地震災害応急対策を職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民等と連携するとともに、地域の実情に応じた具体的な想定をもとに、避難や救出方法を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練後に事後評価を行い、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努め、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

なお、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1節 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町職員は、本計画に定めるところにより、町が行う防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

第2節 防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年 1 回	南海トラフ地震、風水害、火災等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（住民を含む）。
広域消防訓練	随 時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職員・団員
通信連絡訓練	随 時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常電源設備を用いた訓練	町、県、県警、自衛隊及び関係機関
非常召集訓練	随 時	災害関係課、災害担当者の非常招集	町
水防訓練	毎 年	各種水防工法の実施訓練	町、国、県、水防団
水防演習	8 年 毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	町、国、県、県警、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随 時	防災活動上必要な教養訓練	町、県、県警
消防団教養訓練	随 時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	随 時	ポンプ操作法、予防、火災防御	消防団
避難訓練	随 時	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所

上表の訓練のほか、町は、県や県内市町、防災関係機関とともに、「県・市町災害対策本部合同運営訓練」（年1回）に参加する。

第3節 訓練の時期

防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第4節 訓練の方法

県、他の市町及び関係機関と共同し、又は単独で、県に準じて前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、防災マップ（津波編）等を活用した津波からの避難、避難行動要支援者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保、地域の特性による自身の態様等を十分に考慮し、実情にあったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

なお、訓練の実施に当たっては、広報により住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 指定避難避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路警戒
- (10) 応急復旧

第5節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

また、町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第6節 近隣市町等が実施する防災訓練への参加

近隣市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第8章 地震災害予防計画

【危機管理課 まちづくり課 伊予消防等事務組合】

大規模地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

第1節 火災予防

住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

第1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、搖れが収まつたら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

第2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 大規模商業施設、病院等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

第3 初期消火

大規模地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、火災発生時には、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であることから、家庭の初期消火能力を高め、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防署と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

- (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備
 - ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めるよう努める。
 - イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
 - ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
- (2) 職場における初期消火体制の整備
 - ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
 - イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火

等について具体的な対策を作成するよう努める。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第2節 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するために消防力の充実強化に努める。

第1 消防活動体制の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害に対処するため、町の都市構造及び予想される被害の態様、規模等を考慮した消防力の整備増強を行う。

第2 消防資機材等の整備

(1) 伊予消防等消防本部は、今後震災対策として有効な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消防団は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(3) 建築物の密集地域では、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

・伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表 資料7-1

・消防団車両・資機材一覧表 資料7-3

(4) 消防団詰所の整備は、鉄筋コンクリート造等堅ろうな構造で、消防防災用車両、資機材等が収容でき、待機室等を備えた消防団の消防防災活動としての拠点となる施設の整備を図る。

第3 消防団の育成

(1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

(3) 消防団を活用した住民への防災指導により一層努める。

第4 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプール等の自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

・消防水利の現況 資料7-4

第3節 建築物等に対する安全対策

(1) 町は、県と協力して地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、

(公社) 愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、町は、災害対策本部や指定避難所等の防災対策に必要な施設の判定を行う場合やその他緊急を要する場合には「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」に基づき、(公社) 愛媛県建築士会に判定士の派遣を要請する。

(2) **町及び県**は、地震発生時に被災宅地危険度判定を円滑に実施するため「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、認定・登録している被災宅地危険度判定士との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。

第9章 水害予防計画

【危機管理課 まちづくり課 産業課 伊予消防等事務組合】

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設及びため池等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策を期す。

第1節 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2節 ダム等管理者のダム等の操作

ダム等の管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

第3節 ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

第4節 重要水防箇所の把握及び監視

第1 重要水防箇所の把握

地震による水害を防止し、被害の軽減を図るため、重要水防箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

・水防区域一覧表 資料6-1

第2 重要水防箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（重要水防箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

(1) 責任担当者

危険区域内の区長又は地域の防災担当者、及び当地域を受け持つ消防団分団長又は副分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

(2) 要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

(3) 町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は地域の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は**危機管理課長**に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は、町**危機管理課長**に連絡し、**危機管理課長**は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接町の総務課長又は町長に連絡する。

第5節 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。
- (4) 町は、県から水防に関する講習会や水防工法の実務指導を受け、水防体制の強化に努める。
 - ・水防倉庫備蓄資機材状況 資料 6-2

第6節 伝達体制の整備

- (1) 迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。
- (2) 各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。
- (3) 情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。

第7節 同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備

同一水系の上下流市町と相互に河川情報や避難指示等の情報が共有できるように、連絡体制を整備する。

第10章 地盤災害予防計画 【危機管理課 まちづくり課 上下水道課 産業課】

本町は、伊予灘に面し、地形は重信川とその支流、その他の河川による氾濫原となり、堆積物によって形成され、地質上は新しく、沖積低地帯でほぼ平坦であるが、地盤の液状化の検討を要する沖積地や埋立地が存在しており、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

第1節 液状化対策の推進

町及び県は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

液状化の可能性のあるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における活用に努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一液状化が発生した場合でも、施設の被害を防止するため耐震補強に努める。

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

第2節 農地保全対策の実施

地震等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

第11章 避難計画

【危機管理課 町民課 健康課 保険課 福祉課 学校教育課】

地震災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めて避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、避難計画の作成に当たっては、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定し、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図るとともに、避難住民の健康状態の把握のため、保健師などによる巡回健康相談体制の整備に努める。

なお、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1節 避難計画の作成

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成に当たり、あらかじめ指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自動的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

県は、町に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前から町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、県及び市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備

えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定めた津波浸水想定区域における民間事業者においては、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定する。

第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとともに、町地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図り、外国人や旅行者に対しても速やかに避難できるよう整備に努める。

なお、要配慮者に配慮して、社会福祉施設等と協定等を締結し指定福祉避難所として指定するなど、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や、男女のニーズの違いにも配慮する。

第1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- (3) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。
- (4) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とすること。

第2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

町は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2m²以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。
- (5) 給水及び給食施設を有するか、あるいは容易に設置できること。
- (6) なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を集団的に収容できること。
 - ・避難所一覧表 資料10-1

第3節 避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路の選定・整備する。

なお、沿岸地域等津波による危険が予想される地域については、津波に対する避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい施設等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第4節 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、県では、災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」により、災害時の円滑な避難を支援する。

第5節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、また、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護施設医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。又は液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用、女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

第6節 避難計画

第1 避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して作成に努めることとし、自主防災組織等の協力を得ながら避難体制の確立に努める。また、計画作成にあたっては、洪水の特性を踏まえる。

- (1) 避難準備・高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び避難誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給

- 才 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
- ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
- ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

第2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等を定める。児童福祉施設についても同様の措置を講じる。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- (4) 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

第7節 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

また、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第8節 その他避難に関する必要な事項

避難指示等の基準、避難誘導の実施、指定避難所の運営管理等、避難に関するその他必要な事項は地震災害応急対策編第6章避難活動による。

第12章 緊急物資確保計画

【危機管理課 上下水道課 会計課】

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、町、県等の各機関は、地震災害が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努め、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町、県は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

- (1) 被災住民等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、次の点に留意しつつ緊急に必要な物資を備蓄しておく。
 - ア 流通在庫がなく確保が困難な物資を備蓄する。
 - イ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料を備蓄する。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、大量調達が可能な小売業者や物資保有者等との調達に関する協定を締結するなど確保対策を図る。
- (3) 給食計画の策定に努める。
- (4) 防災訓練、各種研修、広報紙による広報活動等により、住民及び自主防災組織に対して次の啓発・指導を行う。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等による、地域での助け合い活動を進める。
 - ウ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。
- (5) 町のみの対応では物資の供給が不足する場合に備え、県及び近隣市町及び中国四国農

政局に対する緊急物資の応援要請について、その要請方法、要請窓口等を把握し、職員に周知する。

- ・防災備蓄物資一覧表 資料13-1
- ・災害時における応急救援活動に関する協定書 資料13-4

第2節 飲料水の確保

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (3) 井戸水等の把握
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (6) 住民(家庭)における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3㍑を基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)
 - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (7) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
 - ・給水用資機材の現況 資料12-1
 - ・指定給水装置工事事業者 資料12-2

第3節 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内郵送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送(ラストワンマイル)について、町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- (1) 地域内輸送拠点(物資集積場所)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 避難者に物資を確実かつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備(物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化)
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料共有体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度、緊急通行車両の自洗届出制度の積極的な活用の推進
- (6) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第13章 医療救護体制確保計画

【健康課 子育て支援課】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うことができる体制の確保に努める。

第1節 医療救護体制の確保

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。なお、町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMA-T）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 町及び県は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (6) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。
- (7) 県は、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

第2節 初期医療体制の整備

町は、地震発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の指定避難所等における医療ニーズの収集・把握方法や保健医療活動チームの受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 医療救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄し、不足する場合は、県に調達依頼を速やかに行う。
- (3) 管内の医療機関の協力により、医療救護チームを編成する。
- (4) 医療救護チームへの派遣スタッフ要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

- ・病院・診療所等一覧表 資料11-1
- ・災害医療コーディネータの設置医療機関 資料11-2

第3節 災害情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の強化・充実に努める。

第4節 難病患者等の状況把握

町及び県は、平常時の保健医療活動及び避難行動要支援者名簿を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第5節 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 緊急物資備蓄の一環として、医薬品等を分散備蓄するほか、医療救護チーム及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医療品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努め、不足する場合は県に調達依頼を行う。また、緊急を要する場合は、町内の調剤薬局等にも在庫の医薬品等の提供を依頼する。

第6節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町及び県は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第7節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

第14章 防疫・衛生、廃棄物等の処理計画

【町民課 健康課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、災害時に発生すると予想される廃棄物等の応急処理計画の作成に努める。

第1節 防疫・衛生体制

第1 実施体制

- (1) 災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。
- (2) 町のみでは実施困難なときは、隣接する市町、県（保健所）の応援を得て実施する。
- (3) 県に協力して、複数の自治体にまたがる感染症等の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

第2 防疫・衛生体制の整備

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画の作成に努める。
- (3) 防疫用薬品の調達計画の作成に努める。

第2節 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

第1 情報収集体制の整備

町及び県は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるほか、県においては、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

第2 保健衛生活動に関する体制整備

町及び県は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアルに基づき、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第3節 し尿処理体制の確保

第1 町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第4節 廃棄物処理体制の確保

災害発生に伴い、感染予防及び安全な生活を確保するために、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣等を迅速に処理する必要がある。

第1 町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第5節 廃棄物等の処理体制の整備

町は、災害時に発生する廃棄物等の処理体制の整備及び仮置場所の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

第15章 要配慮者の支援計画

【健康課 子育て支援課 保険課 福祉課 危機管理課】

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ的確に行うための情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立するため、要配慮者支援のマニュアルや避難行動要支援者個別避難計画（以下「避難支援プラン」という。）を作成するとともに、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、その情報を避難支援等関係者と共有することによって、避難誘導体制・避難生活支援の整備に努める。

特に、町及び県は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、指定福祉避難所として社会福祉施設等と協定を締結し、要配慮者に必要となる指定福祉避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第1節 「要配慮者」と「避難行動要支援者」

要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2節 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）は次のとおりとする。

- (1) 町内各地区の自主防災組織
- (2) 松前町民生委員・児童委員
- (3) 松前町社会福祉協議会
- (4) 愛媛県伊予警察署
- (5) 松前消防署
- (6) 松前町消防団

第3節 避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、名簿情報提供の流れ

- (1) 町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に

応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (4) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (5) 避難支援等関係者に名簿情報の提供に同意した者を掲載した名簿は、平常時から、プライバシーに配慮しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、松前町社会福祉協議会、伊予消防等事務組合（松前消防署）に提供し情報の共有を図る。
- (6) 発災又は災害が発生するおそれがある場合には、情報提供に不同意の者を含んだ名簿を伊予消防等事務組合（松前消防署）、伊予警察署、松前町消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、松前町社会福祉協議会に提供し情報の共有を図りながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

第2 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者は次の要件に該当する者とする。ただし、同居家族等避難支援可能な人がいる者や長期入院、施設入所など在宅でない者は除く。

- (1) 70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 70歳以上の高齢者のみの世帯の者（2人以上）
- (3) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けていき者
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級（総合判定）に該当する者（心臓・腎臓機能障がいのみに該当する者は除く）
- (5) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA・Bの判定を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障がい者保健福祉手帳の1級及び2級の交付を受けている者
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）で対象となる難病患者及び特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (8) その他地域の民生委員・児童委員や自主防災組織が支援の必要を認めた者及び自らの命を主体的に守るために避難行動要支援者名簿への掲載を求めてきた者で支援の必要を認めた者

第3 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

第4 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 必要な個人情報

氏名、生年月日、性別、住所、要介護度、身体障害者手帳の種別及び障害等級、療育手帳の療育判定、精神手帳の障害等級、難病名

- (2) 情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項の規定により次の各担当課所管の台帳等から内部利用する。なお、難病患者については、災害対策基本法第49条の10第4項及びの規定に基づき愛媛県から情報の提供を受ける。

住民基本台帳（町民課）、要介護認定台帳（保険課）、**身体障害者手帳**保持者リスト（福祉課）、療育手帳交付台帳（福祉課）、精神手帳保持者リスト（福祉課）、**難病患者名簿**（愛媛県からの情報提供）

第5 避難行動要支援者名簿の更新

作成した避難行動要支援者名簿は、年1回以上点検・更新を行い、常に最新の情報とし、年1回、情報提供に同意した者に係る最新の名簿を自主防災組織、民生委員・児童委員、松前町社会福祉協議会、伊予警察署、松前消防署に提供し情報の共有を図る。

第6 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

- (1) 避難行動要支援者名簿の原本は町が保管し、副本は提供を受けた者が保管する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当とする地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (4) 情報セキュリティ対策として、町の情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。その際、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、誓約書などにより守秘義務を厳守する措置をとる。
- (7) 情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する。
- (8) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (9) 提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (10) 定期的に名簿情報の取り扱い状況について、報告させる。
- (11) 更新した避難行動要支援者名簿を提供する際は、更新前の避難行動要支援者名簿と交換する。
- (12) 発災時等に本人の同意の有無に関わらず、緊急に避難行動要支援者名簿を提供したときは、名簿の破棄、返却を求める。

第4節 個別**避難**計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第5節 外国人、訪問客等への配慮

- (1) 指定避難所等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分るように努める。
- (2) 商業施設等の従業員について、買物客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災

教育の推進に努める。

第6節 避難体制の確立

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (2) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊娠婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第7節 防災教育・訓練の充実

- (1) 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 要配慮者の支援活動の中心となる福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第8節 備蓄物資の整備

- (1) 高齢者や乳幼児に配慮した、保存食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、保存が困難な介護食や治療食の食材供給の体制確立に努める。
- (2) 社会福祉施設管理者には、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄に努めるよう指導するとともに、防災資機材等については、整備に努めるよう要請する。

第9節 要配慮者の心得

要配慮者自らが必要な介護、医療データ（主治医、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記載したもの（健康手帳や介護予防手帳等）を携帯するように助言を行う。

第10節 指定避難所等における支援体制

第1 避難後の避難行動要支援者への対応

- (1) 町は、避難行動要支援者を、その必要性及び指定福祉避難所の収容状況等を勘案し、できるだけ早く指定避難所から指定福祉避難所へ移送する。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報を指定避難所、指定福祉避難所の責任者に引き継ぐ。

第2 指定避難所における要配慮者への対応

- (1) 町は、要配慮者支援班が中心となり、避難支援等関係者の協力により、指定避難所に設置される要配慮者班と連携し、指定避難所において必要となる要配慮者（避難行動要支援者を含む。）に関する相談や要配慮者のニーズ等に対応する。
- (2) 指定避難所に設置される要配慮者支援班は、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

第3 指定福祉避難所

町は、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、あらかじめ社会福祉施設等と協定を締結し、指定福祉避難所として指定する。

名 称	所 在 地	電 話
松前町総合福祉センター	(略)	(略)
伊予市伊予郡養護老人ホーム和楽園	(略)	(略)
ケアハウスひまわり苑	(略)	(略)
介護老人福祉施設こより	(略)	(略)
老人保健施設菜の花	(略)	(略)
グループホームひなたぼっこ	(略)	(略)
グループホームエンゼルなかがわら	(略)	(略)
総合福祉施設 エンゼル	(略)	(略)
介護付有料老人ホーム笑歩会松前	(略)	(略)
特別養護老人ホーム松前	(略)	(略)
有料老人ホームみかん・松前	(略)	(略)

- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）松前町社会福祉協議会） 資料 41-1
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）河辺整形外科） 資料 41-2
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）昌樹会） 資料 41-3
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）鶴寿会） 資料 41-4
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）光佑会） 資料 41-5
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）エンゼル） 資料 41-6
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合） 資料 41-7
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（株）アコンプリシー） 資料 41-8
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）寿楽会） 資料 41-9
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）みかん会） 資料 41-10

第11節 社会福祉施設等管理者の活動

第1 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、職員動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

第2 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設管理者は、町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第3 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設入所者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者及び要配慮者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から
の避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第16章 広域応援体制整備計画

【危機管理課 伊予消防等事務組合 議会事務局】

町及びその他関係機関は、大規模地震災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

今後の相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1節 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町村長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援実施計画」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

第1 対象となる災害

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他特殊な災害事故等

第2 応援の内容

火災、救急、救助

第3 応援要請手順

- (1) 応援要請

町長は、他の市町の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

- (2) 要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）等を連絡する。

第4 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）等を要請側へ連絡する。

・愛媛県消防広域相互応援協定書 資料7-5

・中予地区広域消防相互応援協定書 資料7-6

第2節 全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第3節 協定の充実

第1 協定締結の推進

近隣市町と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定も締結するよう努める。

第2 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

第4節 応援要請体制等の整備

第1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

第2 受入れ体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて乗用共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第5節 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

町は、県計画と連携した受援計画を策定することとし、県はこれを積極的に支援する。

なお、策定した県計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うほか、県は町や関係機関等に対し、県計画と連携した受援計画の策定を働きかける。

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第17章 情報通信システム整備計画 【危機管理課 財政課】

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておく。

第1節 情報収集・連絡体制の整備

大規模地震等の災害発生時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を確保する体制の整備に努める。
- (2) NTTの災害時優先電話等の整備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (3) 非常用の通信体制を整備するとともに、定期的に総点検及び非常通信訓練を実施する。
- (4) 災害時に有効な携帯電話等の整備を図るとともに、アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (5) 避難者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線の同報系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者に配慮した多様な通信手段の整備に努める。
- (6) 通信施設設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・知識をもとに堅固な場所へ設置する。
- (7) インターネット等を利用して、防災情報を必要に応じ住民に提供するシステムの整備に努める。

第2節 通信施設の運営管理

- (1) 通信施設の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時、迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。
- (2) 地震発生時の通信連絡を円滑に行うため、通信訓練を定期的に実施し、予備電源を含む予備装置等の維持管理に努める。

第3節 各種情報システムデータのバックアップ保管

各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第4節 防災情報システムの拡充整備

- (1) 町は、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。
- (2) 住民は、防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

第5節 地震発生時の職員参集システムの整備

地震津波発生時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、自動的に防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「職員参集システム」の運用に努める。

第18章 ライフラインの耐震計画

【上下水道課 町民課】

大規模地震発生時においては、上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

第1節 水道施設

地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性等に配慮した水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。
- (2) 監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。
- (5) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の確立に努める。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第2節 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場について、耐震性等を考慮して整備を促進する。

第1 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

第2 耐震点検の実施

幹線管渠、終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

第3 施設の補強・整備

- (1) 管渠
軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

- (2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

第3節 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

第1 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

第2 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視、点検、調査等を行い、保安の確保に努める。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、必要な広報活動を行う。

第3 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

第4 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4節 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

(1) 災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等災害予防対策を推進する。

(2) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

(3) 利用者に対しては、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第5節 電信電話施設

電気通信事業各社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信をそ通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び町並びにその他防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

第6節 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第19章 公共土木施設等の耐震計画 【まちづくり課 産業課 社会教育課】

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の速やかな復旧が求められる。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、あらかじめ関係機関等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図り、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行うものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

そのほか、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複数保存に努める。

第1節 道路施設

第1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

発災後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時から安全性の確保を図る。

このため、県が選定した緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など、防災上重要な経路を構成する道路においては、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化、パトロールや点検管理体制の強化に資するとともに、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限、無電柱化の促進を図るものとする。

第2 防災点検等の実施

防災点検を定期的に実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

第3 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路及び、その他緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

第4 道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

第5 道路啓開・復旧体制の整備

道路管理者は、発災後の道路啓開（道路上の障害物を除去し、道路を通行できる状態にすること）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、事業者団体等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開計画等を立案する。

第2節 海岸保全施設

第1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や堤防等のかさ上げが必要な箇所が多く、高潮等による被害が生じるおそれがある地域において、海岸保全施設の整備に努める。

第2 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第3 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3節 河川管理施設

第1 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的に実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4節 港湾施設

第1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

このため、港湾管理者は、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

第2 海上輸送と道路輸送の連結

拠点港等で形成された海上輸送ネットワークは、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実にする。

第3 耐震点検の実施

港湾管理者は、松前港の岸壁等を輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的に実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港湾については、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第4 施設の補強・整備等

港湾管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等について町との連携に努める。

第5節 農地・農業施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で、整備促進を図る。

第1 農地

震災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、基盤整備促進事業、農業用河川工作物応急対策事業等により基盤整備を行う。

第2 農業施設

震災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険予想箇所の把握に努めるとともに、基盤整備促進事業、農業用河川工作物応急対策事業等により基盤整備を行う。

また、農地保全事業、ため池等整備事業、湛水防除事業等の防災事業を行う。

農道については、危険箇所の改良・舗装等の事業を実施する。

第3 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、管理、点検の一層の強化を図る中で、老朽化が著しく、緊急に整備を要する老朽ため池については、必要に応じて耐震構造とした設計で、ため池等整備事業等により整備を行う。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援するなどのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

第6節 防災上重要な施設

庁舎、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止とともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能とするよう努める。

第1 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図るとともに、円滑な避難等の対策を講ずる。

第2 学校等施設の整備

児童、生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

第3 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

第4 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

第5 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの整備を図る。

第7節 都市公園施設

第1 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、町及び県は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

第2 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

第3 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、町が緊急避難場所や指定避難所として指定する可能性がある基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

第8節 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な次の対策を講じるものとし、教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所
- (4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制
- (6) 地震発生後の火災発生に対する防火対策及び防災訓練

第9節 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努めるものとし、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第20章 建築物等の耐震計画 【まちづくり課】

地震による建造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。

建築物の被災は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。

特に、災害時に拠点施設や避難施設となる重要な建築物については、緊急対応、消火、救助、救護や避難活動を実施するうえで重要度が高いため、バックアップ対策を含めた高い耐震性を有することが求められる。

第1節 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。
- (2) 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

第2節 町の役割

町及び県は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

- (1) 町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- (2) 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し、相談に応じる。
- (3) 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓発及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。
- (4) 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令の周知を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、既存建築物の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。

第3節 ガラスの飛散防止

町は、県と連携して多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

第4節 ブロック塀の倒壊防止

町は、広報紙等を活用して安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

第5節 家具等の転倒防止

町は、広報紙等を活用して、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

第6節 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及び電気通信事業者各社は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
看板、広告物	設 置 者 管 理 者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管 理 者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

第7節 情報システムの安全対策

町の情報や通信に係る各種情報システムについて、地震等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置の導入に努める。

第21章 危険物施設等の耐震計画

【伊予消防等事務組合】

地震動や液状化により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、関係機関の協力を得て毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

第1節 危険物施設

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設等が損傷を受けることがあるため、伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防等消防本部」という。）及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

- ・危険物施設一覧表（移動タンクのみの施設を除く） 資料16-1
- ・危険物施設一覧表その2 資料16-2

第1 安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

第2 防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

第2節 高圧ガス施設

県は、高圧ガス事業所の保安統括者、保安技術者、保安係員等の技術の向上を図るための講習会等を実施するほか、高圧ガス事業所及び一般家庭に対し、設備の設置促進等を図る。

第1 安全化指導

- (1) 高圧ガス事業所

- ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施。
- イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施。
- ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進。
- エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等に

よる転倒・転落防止措置の徹底。

(2) 一般消費家庭

ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

イ 感震自動ガス遮断装置・ガス放出防止装置等の設置促進。特に、感震自動ガス遮断機能を有するS型ガスマータの積極的な導入。

第3節 毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

第1 立入検査の実施

県は、毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造整備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行なう。

第2 応急対策教育の徹底

県は毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう指導する。

第4節 火薬類貯蔵施設

火薬類は、火災発生等により、災害発生の危険が極めて高いため、関係機関との連絡体制を確立し、安全性について検討を加え、保安対策を強化するものとする。

第1 安全の確保

- (1) 県は、火薬類販売所、火薬庫に立入検査を実施し、火薬類の保管について法令上の技術基準への適合、自主的な点検等について指導を行う。
- (2) 火薬類販売業者は、従業員等に対する保安教育計画を定め忠実に実行する。
- (3) 火薬庫の所有者等は、定期的に保安検査を受けるとともに、年2回以上の定期自主検査を行い県に報告する。
- (4) 火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規定を順守し、保安確保に努める。

第5節 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等が、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、施設の耐震、不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及、防災訓練の実施など各種予防対策を推進する。

第22章 災害復旧・復興への備え

【危機管理課 財政課 町民課 税務課】

第1節 平常時からの備え

平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

県及び市町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

町や県の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町及び県は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人事の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

町、県、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、町内に甚大な被害をもたらすとともに莫大な災害応急対策に要する経費が必要となる。

そのため、南海トラフ地震等の大規模地震災害の予防、応急対策及び復旧等に要する経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき平成18年3月に条例を制定し、松前町大規模地震災害対策基金を設置したところである。

今後、厳しい財政状況ではあるが、毎年計画的に積立を行い、3億円を目標に大規模地震災害に限って使用できる基金を積立てるものとする。

・松前町大規模地震災害対策基金条例 資料3-1

第2節 複合災害への備え

複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、町及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

町及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

第4節 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町はその制度の普及促進にも努める。

第6節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町はその制度の普及促進にも努める。

第7節 災害証明書交付体制の整備

第1 交付体制の整備

県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

町及び県は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第2 交付状況の把握及び課題共有等に関する体制の整備

県は、住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付について、当該業務を支援するシステム等を活用し、町の進捗状況を把握する体制を整備する。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した場合に、調査・判定方法にばらつきが生じることがないよう、平時から研修会の開催等により市町間の均衡を図るとともに、発災時には、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について支援し、調整を図るための人員を配備する。

第8節 復興事前準備の実施

県及び市町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。